

下郷町教育委員会告示第64号

下郷町文化芸術部門大会等出場激励金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

下郷町教育委員会

下郷町文化芸術部門大会等出場激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化芸術部門に関する大会に出場する町民に対し激励金を交付し、町民の文化芸術の普及奨励と振興を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 交付の対象者は、町内に住所を有する者及び本町出身者（小学校または中学校卒業時まで町内に住所を有していた者で、申請時に町内に家族（2親等以内）が在住している者）で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、出場種目を生業としている者は除く。

- (1) 地区予選及び県予選又はブロック予選を経て大会の出場枠を得た者
- (2) 主催する団体から予選を免除された者

(対象範囲)

第3条 交付の対象となる文化芸術の範囲は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する文化芸術のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次号に規定するメディア芸術を除く。）
- (2) メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）
- (3) 伝統芸能（雅楽、能楽、文学、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- (4) 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能（前号に規定する伝統芸能を除く。））
- (5) 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）
- (6) 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）
- (7) その他教育長が適用と認めるもの

(対象大会等)

第4条 交付の対象となる大会等は、別表1に掲げる大会とする。なお、同一期間又は同一大会要項等で開催される大会等は、同一大会とみなす。

2 前項の規定に関わらず、次の各号いずれかに該当するときは、激励金を交付しない。

- (1) 美術展、写真展、書道展その他作品展への出展、文芸作品等の応募、その他対象者が開催地に行くことなく出場できるとき。
- (2) 前号にかかる表彰式出席のため会場地に行くとき。
- (3) 応募者の全てが出場できるとき。

(4) 交流、親睦等を図ることを主な目的とするとき。

(5) 下郷町教育振興事業補助金交付要綱のうち、学校教育における補助金の交付を受けている場合

(激励金の額)

第5条 激励金の額は、別表2のとおりとする。

(交付申請)

第6条 激励金の交付を受けようとする者は、大会の前日までに激励金交付申請書（様式第1号）に次の各号掲げる書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

(1) 交付対象となる大会要項

(2) 予選会の大会要項及び成績表

(3) その他教育長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 教育長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めたときは、激励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(請求及び支出)

第8条 激励金の交付決定を受けた者が、激励金請求をしようとするときは、激励金交付請求書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

2 激励金の支出は、交付決定の通知を受けた者の請求により行うものとする。

(実績報告)

第9条 激励金の交付決定を受けた者は、大会終了後30日以内に実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

(1) 大会に出場したことを証明するもの

(2) その他教育長が必要と認めるもの

(交付決定の取り消し)

第10条 教育長は、激励金の交付決定通知又は激励金の交付を受けた者が、次に掲げる事項に該当する場合には、激励金の交付決定を取り消し、すでに交付した激励金の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請により激励金の交付を受けたとき。

(2) 激励金の交付対象大会が中止又は参加しなかったとき。

(3) その他教育長が激励金を交付することを不適當と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

大会区分	大会基準
国際規模大会	・ 文部科学省、文化庁、都道府県教育委員会等又は全国規模の文化芸術団体が関与する予選を経て、国の代表として出場する大会（書類や作品の審査のみによる参加は除く） ・ その他教育長が特に認めた大会
全国規模大会	・ 文部科学省又は文化庁が主催若しくは共催する大会のうち、地方予選を経て出場し、厳正かつ明確な基準により推薦され出場する東北規模以上の大会 ・ 国及び地方公共団体、その他これらに準ずる機関（政治団体、宗教団体、流派団体等を除く）、新聞社等が主催する東北規模以上の大会のうち、地方予選を経て出場し、厳正かつ明確な基準により推薦され出場する大会 ・ 国民文化祭及び全国高等学校文化祭の構成事業として、全国的に公募する大会 ・ 全国高等学校長協会、（公財）全国商業高等学校長協会、（公社）全国工業高等学校長協会、全国定時制通信制高等学校長協会、全国農業高等学校長協会等が主催する全国規模の大会 ・ その他教育長が特に認めた大会
東北規模大会	

別表 2（第 5 条関係）

大会区分	激励金の金額（円）		備考
	1 名	団体	
国際規模大会	100,000	100,000×対象者数	団体の上限は500,000円とする
全国規模大会	20,000	20,000×対象者数	団体の上限は100,000円とする
東北規模大会	10,000	10,000×対象者数	団体の上限は50,000円とする